

令和5年7月24日

出店者各位

一般社団法人沖縄市観光物産振興協会
事務局

第68回沖縄全島エイサーまつり出店者募集要項

第68回沖縄全島エイサーまつりが沖縄市コザ運動公園にて2023年9月9日(土)・10日(日)の2日間で開催されますので、その出店者を以下の要項で募集いたします。

1.【申込み方法】

以下の書類を沖縄市観光物産振興協会に提出し申し込む。

- ・「出店者申込書」
- ・「市町村税の滞納のないことの証明」できる資料
- ・中部保険所管内の簡易営業許可書(飲食出店業者のみ)
- ・申込本人とわかる資料。※免許証もしくはパスポートなど写真付きの公的な証明書など

<注>代理申込みにつきましては、受付できませんので、ご了承ください。

2.【申込期間】

①沖縄市観光物産振興協会会員・沖縄商工会議所会員及び市内業者

※沖縄商工会議所会員の方は、会員証明書添付の事

2023年7月31日(月)～8月1日(火)

午前10時～午後5時まで

②市外業者

2023年8月2日(水)～8月3日(木)

午前10時～午後5時まで

<注>飲食出店業者は、申込時に簡易営業許可書(申込者と同一)の提出が必要です。

3.【抽選会及び説明会】

日時:2023年8月9日(水)午後1:30～午後4:30

場所: コザ運動公園陸上競技場会議室

※抽選会には、出店料を現金でご用意ください。

※抽選後、午後3時より、火災予防説明会、午後3時30分より食品衛生説明会を実施します(飲食出店業者のみ)
必ずご参加ください。

4.【問合せ】

一般社団法人沖縄市観光物産振興協会

電話 098-989-5566 担当／宮城

<注>出店要綱及び出店申込書は、7月24日より当協会にて配布いたしますので、そちらで受け取られるか、

沖縄全島エイサーまつりHP、沖縄市観光物産振興協会HPへの掲載も致しますので、そちらから印刷し、記入頂き、沖縄市観光物産振興協会への提出をお願い致します。

沖縄全島エイサーまつり出店要綱

(目的)

この要綱は、沖縄全島エイサーまつり(以下「エイサーまつり」という。)の円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。

(実施時期)

第1条 出店の実施時期は、エイサーまつり当日 9月 9日及び 10日の 2 日間とする。

(出店に関する業務)

第2条 出店に関する業務は、一般社団法人沖縄市観光物産振興協会(以下「協会」という。)が行うものとする。

(実施場所)

第3条 出店の実施場所は沖縄市コザ運動公園内陸上競技場周辺とし、具体的な場所及びその区分等については、協会で諸般の事情を考慮し決定するものとする。

(出店料)

第4条 出店料は別表 1 に基づき、原則として 2 日間の料金とし、既納の出店料は返還しない。

ただし、雨天、台風・等でエイサーまつりが中止となった場合は 20%を差し引き返還するものとする。

(出店申込み)

第5条 協会は申込期日を公表するものとし、申込みは別表 2 の「出店申込書」に必要事項を記載し、その身分を証する書類、その他必要書類を添え協会に申し込むものとする。ただし、1 業者若しくは 1 世帯 1 店舗を原則とする。なお、代理申込みは認めない。

2 申込みは、簡易営業許可証(飲食店のみ)の提出及び申込者と同一であること。

なお、代理申込みは認めない。

(出店場所の決定)

第6条 出店場所の抽選日は協会で通知し、抽選は協会が区分し番号を付した区画を優先的に選択する権利の順位をくじで決定する方法で行うものとする。ただし、本市の協会会員又は商工会議所会員で沖縄県出店事業協同組合に属する業者に 30 区画の優先選択権を与えるものとする。

また、沖縄全島エイサーまつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が特別に許可を与えた団体は別に優先するものとする。

2 協会会員及び商工会議所会員の出店は、所属団体に登録した業種に限定するものとする。

3 出店場所決定後はその変更、キャンセルはできないものとする。ただし、協会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(出店の設営)

第7条 設営は、3.6m×5.4m規格のテント(キッチンカーも同規格)で行い、設営時間については、まつり前日の場合は午前10時から午後6時までの間、当日土曜日は午前8時から午前11時の間とする。ただし、飲食物を販売する業者はまつり初日の午後6時までに設営完了するものとする。

(照明用電源の使用制限)

第8条 電源供給(発電機)については、沖縄県出店事業協同組合に業務委託し集中管理するものとする。なお、電気使用料は沖縄県出店事業協同組合へ支払うものとする。

(営業時間等)

第9条 第1日目の営業時間は午後9時までとし、午後11時までに出店を完全に閉店するものとする。第2日目の営業時間は午後9時までとし、午前0時までに出店を完全に撤去するものとする。消灯時間は午前0時とする。なお、積み残しがある場合は翌日の午前9時までに撤去するものとする。
また、午後8時45分以降の照明は電球2個とし、午後9時からは速やかに閉店作業を行うものとする。

(出店業者の順守事項)

第10条 出店業者は次の事項を順守しなければならない。

- ① 営業時間及び撤去時間の厳守。(沖縄県出店事業協同組合の指示に従う)
 - ② 他人の商号または名義による申込みを禁止する。
 - ③ 出店指定場所の転貸及び目的外使用を禁止する。
 - ④ 出店指定場所以外での物品販売を禁止する。但し、協会の許可を受けた場合はこの限りではない。ただし、その際は、許可証を受取携帯するものとする。
 - ⑤ 法令等の許認可を要する業種の無許認可営業を禁止する。
 - ⑥ 公序良俗に反する物品販売を禁止する。
 - ⑦ 油脂類の側溝、路面等への投棄を禁止する。
 - ⑧ 商品の販売価格を明確に表示し、商号をテナントに掲示するものとする。
 - ⑨ 出店許可証を常時携帯し、協会の提示要求の際は指示に従うものとする。
 - ⑩ 店舗周辺の美観に配慮し、エイサーまつり終了後は各店舗の内外を清掃し、ゴミ等は燃える物、燃えない物に分別し所定の場所に集めること。
- 2 前項に規定する順守事項及びこの要綱に違反した場合は、出店許可の取消並びに次回からの出店を認めないものとする。

(損害賠償等)

第11条 出店設営及びその他の行為で運動公園施設や第3者に損害を与えた場合は、その行為者が損害を賠償するものとする。

2 商品の管理等は自らの責任で行い、盗難その他により機材器具等に損害を講じても、協会及び実行委員会は一切責任を負わないものとする。

(協議事項)

第12条 この要綱に定めのない事項については、実行委員会と協会が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1、この要綱は平成 4年 5月 26 日から施行する。
- 2、この要綱は平成 6年 7月 15 日から施行する。
- 3、この要綱は平成 9年 6月 20 日から施行する。
- 4、この要綱は平成17年 5月 26 日から施行する。
- 5、この要綱は平成 19年 6月 25 日から施行する。
- 6、この要綱は平成23年 7月 1日から施行する。
- 7、この要綱は平成24年 7月 2日から施行する。
- 8、この要綱は平成 26年 5月 14 日から施行する。
- 9、この要綱は平成 26年 6月 22 日から施行する。
- 10、この要綱は平成27年 6月 22 日から施行する。
- 11、この要綱は平成28年 7月 4 日から施行する。
- 12、この要綱は平成29年 7月 3 日から施行する。
- 13、この要綱は令和4年 7月 1 日から施行する。
- 14、この要綱は令和 5年 7月 24 日から施行する。

第5条に規定する別表1を以下の通りとする。

| 区分 | | 金額(円) |
|----|---|--------|
| A | 沖縄市観光物産振興協会会員 沖縄県出店業組合沖縄市会員 沖縄商工会議所会員 | 65,000 |
| B | 市内業者 | 70,000 |
| C | 市外業者 | 80,000 |
| D | 特別団体 | 20,000 |
| E | 卸業者(通行証) | 10,000 |

※上記 D の区分は県外の兄弟姉妹都市・友好都市および実行委員会が承認した団体とする。

ただし、実行委員会が承認した団体は出店料を免除することができる。